

○津和野町水道事業給水条例

平成17年 9月25日

条例第174号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第14条)
- 第3章 給水(第15条—第23条)
- 第4章 料金及び手数料等(第24条—第34条)
- 第5章 管理(第35条—第41条)
- 第6章 貯水槽水道(第42条・第43条)
- 第7章 補則(第44条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び水道法(昭和32年法律第177号)の規定に基づき、津和野町が施行する水道事業(以下「水道」という。)の管理について基準を定め、津和野町水道事業の給水についての適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(給水区域等)

第2条 水道事業の計画給水区域、計画給水人口及び計画1日最大給水量は、津和野町水道事業の設置等に関する条例(平成29年津和野町条例第24号)第3条第2項のとおりとする。

(管理)

第3条 水道事業管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(用語の定義)

第4条 この条例において「法」とは、水道法をいい、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結した給水用具をいう。

第2章 給水装置の工事及び費用

(新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、水

道事業管理規程の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申込みに当たり、管理者は必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(新設申込みの保留)

第6条 第2条に定める計画給水区域内であっても、配水管を布設していない箇所又は水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水装置工事の申込みを保留することができる。

(開発等の事前協議)

第7条 給水区域内において開発行為を行う者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、管理者の同意を得なければならない。

- 2 前項について必要な事項は、管理者が別に定める。

(費用負担)

第8条 給水装置に要する費用は、当該給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、町において費用を負担することができる。

(工事の施行)

第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定した者(法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。)(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

- 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

- 3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

- 4 給水工事の新設、改造、又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水工事の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に定める基準に適合させなければならない。

- 5 給水装置の新設、改造又は修繕する者及びその工事を施行する者は、政令第5条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第10条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷を迅速かつ適切に行えるようにするため、必要があると認めるときは、配水管からの取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第11条 管理者が施行する給水装置工事の工事費(以下「工事費」という。)は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別な費用を必要とするときは、その実費を加算する。

3 前2項に規定する分担金の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第12条 管理者に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した給水工事分担金の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたものについては、この限りでない。

2 前項の給水工事分担金の概算額は、工事竣工後に精算する。

(工事申込みの取消し)

第13条 管理者は、次の場合において、給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。

- (1) 指定期限内に給水工事分担金を予納せず、又は必要書類を提出しないとき。
- (2) 工事施工に際し申込者の責めに帰すべき事由により着手できないとき。

(変更等の工事)

第14条 管理者は、配水管の移転その他特別の事由によって、給水装置に変更を加える工

事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、工事を施工することができる。

- 2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

### 第3章 給水

#### (給水の原則)

第15条 給水は、災害、水道施設の損傷、公益上やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限又は停止をするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても町はその責めを負わない。

#### (給水契約の申込み)

第16条 水道を使用しようとする者は、水道事業管理規程の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

#### (給水装置の所有者)

第17条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めるときは、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を選定し管理者に届け出なければならない。代理人に変更があっても同様とする。

#### (水道メーターの設置)

第18条 給水量は、町の設置した水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。

ただし、管理者が必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。
- 3 メーターの位置が管理上不適当となったときは、管理者は、所有者又代理人若しくは使用者(以下「水道使用者等」という。)の負担においてこれを変更改善させることができる。

#### (メーターの貸与)

第19条 メーターは、管理者が設置して、水道使用者等に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損したときはその損害額を弁償しなければならない。

#### (水道の使用中止、変更等の届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届

け出なければならない。

- (1) 水道の使用を開始し、中止し、又は廃止するとき。
- (2) メーターの口径を変更しようとするとき。
- (3) 消防演習に消火栓を使用するとき。
- (4) 公衆浴場営業に水道を使用するとき又はその使用をやめるとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道使用者等に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 給水装置に異常が認められるとき。
- (4) 消防用に消火栓を使用したとき。

(消火栓の使用)

第21条 消火栓は、消防用、消防演習又は管理者が特別に認めた場合のほか使用してはならない。

2 消火栓を消防演習に使用するときは、管理者の指定する水道事業職員の立会いの上、使用時間は10分間以内とする。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理しなければならない。

2 前項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水道水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行いその結果を通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、請求者の負担とする。

#### 第4章 料金及び手数料等

(料金の支払義務)

第24条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者等から徴収する。

2 共用の給水装置によって水道を使用するものは、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第25条 料金は、別表の料金表に定めるところにより算定した基本料金と従量料金の合計

額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた金額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とする。

(料金の算定)

第26条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日(以下「定例日」という。)にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって、定例日の属する月分として算定する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、隔月の定例日にメーターの点検を行い、定例日の属する月分及びその翌月分として料金を算定することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第26条の2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及び用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) メーターが設置されていないとき。
- (3) 料金の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (4) 用途その他、算定基準の届出が事実と相違するとき。
- (5) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合の料金算定)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を止めたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 口径別料金において使用日数が月の2分の1に満たないときは、基本料金の2分の1の料金及び水量料金とする。
- (2) 口径別料金において使用日数が月の2分の1を越えるときは、1箇月分とした基本料金及び水量料金とする。
- (3) 使用水量及び用途を認定した場合は、前各号に準じて算定する。

2 月の中途において、口径又はその用途を変更した場合の料金は、その使用日数の多い口径又は用途の料金によって算定し、その使用日数が等しいときは、変更後の口径又は用途の料金により算定する。

(臨時使用の場合の料金)

第28条 工事その他の理由により、臨時的に水道を使用するときは、別表臨時用の料金表

により、その使用開始から満了までの期間の使用水量として算定する。

- 2 前項の規定による使用期間が、年度を繰り越す場合は、当該年度末の使用水量により料金を分割し算定することができる。

(料金の徴収方法)

第29条 料金は、納入通知書又は金融機関による振替納付により毎月徴収する。

- 2 水道の使用を止めた場合であっても、その届出がないときは、料金を徴収する。
- 3 給水装置の使用を廃止し、又は中止した場合の料金は、随時これを精算し徴収する。

(手数料)

第30条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、申込後徴収することができる。

- (1) 設計手数料 新設及び増設工事については工事費の5パーセント以内
  - (2) 申込手数料 開栓及び停水申込1件につき1,000円
  - (3) 検査手数料 工事1件につき1,500円
- 2 給水装置工事事業者指定手数料は、1件につき10,000円とする。
  - 3 給水装置工事事業者更新手数料は、1件につき5,000円とする。
  - 4 その他特別の検査を行うときは、その実費を増徴することができる。
  - 5 前項の手数料は、特別の理由のない限り返納しない。

(加入分担金)

第31条 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。)の申込者は、加入分担金を納入しなければならない。

- 2 新設工事は、メーターの口径に応じ次に掲げる額に消費税等相当額を加えて得た額

メーターの口径	加入金の額
13mm	30,000円
20mm	60,000円
25mm	120,000円
40mm	250,000円
50mm	420,000円
75mm	960,000円
100mm	1,640,000円

- 3 改造工事は、改造後のメーター口径に対応する前項に規定する額から、改造後のメーター口径に対応する前項に規定する額を控除した額

4 加入金は、給水装置工事の申込みの際又は前項の規定により新たに給水を受ける際納入しなければならない。

5 既納の加入金は、還付しない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。  
(工事負担金)

第32条 管理者は、住宅団地等の造成主その他の者から、配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。)の設置されていない場所又は配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場所への給水申込みを受け、新たに配水管等を必要とするときは、当該申込者からその費用を工事負担金として納入させることができる。

2 前項に規定する工事負担金の額は、管理者が別に定めるところにより費用を算定する。  
(料金等の督促)

第33条 管理者は、この条例及び法の規定により徴収する、料金その他の収入(以下「料金等」という。)を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後1箇月以内に督促状を発行して督促する。

2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その発行の日から10日以内とする。

3 督促状を発行した場合は、1通につき100円の督促手数料を徴収する。

4 料金等に関して督促した場合は、当該料金等の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年率14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)以内の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収することができる。

(料金等の軽減又は免除)

第34条 管理者は、公益上その他特別な理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入分担金、給水工事分担金、第32条の工事負担金、手数料その他この条例によって納入すべき金額を軽減し、又は免除し、若しくは延納することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

第35条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しないときは、その基準に適合させるまでの間



給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約を拒み、又はその者の給水を停止することができる。

(給水の停止)

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者等に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者等が第8条の修繕費、第24条の料金、第30条の手数料その他本条例の規定により納付すべき金額を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者等が正当な理由がなく、第26条の使用水量の計量又は第35条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告をしてもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が2箇月以上所在が不明で、給水装置の使用がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来も使用の見込みがないと認めるとき。

(給水装置操作の禁止)

第39条 メーター、止水栓、消火栓その他特に定められた給水装置は、水道事業職員又は指示された者以外これを操作してはならない。

(罰金)

第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けずに、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省が定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第14条の給水装置の変更の工事施行、第18条のメーターの設置、第26条の使用水量の計量、第9条の工事検査及び第37条の給水停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第24条の料金、第30条の手数料又は第31条の加入金の徴収を免れようとして、詐欺

その他不正な行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第41条 町長は、詐欺その他不正な行為によって、第24条の料金、第30条の手数料の徴収を免れたものに対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

## 第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第42条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第43条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第7章 補則

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月25日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の津和野町簡易水道の設置及び管理に関する条例(昭和47年津和野町条例第27号)又は日原町給水条例(平成9年日原町条例第21号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例に

よるものとする。

附 則(平成18年3月31日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第86号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(津和野町水道事業給水条例の廃止)

2 津和野町水道事業給水条例(平成17年津和野町条例第170号。以下「上水給水条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、上水給水条例又はこの条例による改正前の津和野町簡易水道事業給水条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例による改正後の津和野町簡易水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年9月28日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月24日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、使用水量が確定した水道料金については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月31日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の津和野町簡易水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第31条第2項の規定は、平成26年4月1日以後における給水装置の新設又は改造工事申込みに係る加入分担金について適用し、同日前に工事申込みがあったものについては、な

お従前の例による。

- 3 改正後の条例別表第2(第25条、第28条関係)の規定は、平成26年5月分以後の分として徴収する料金について適用し、同年4月分までの分として徴収する料金については、なおお従前の例による。

附 則(平成28年3月16日条例第24号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月20日条例第24号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月12日条例第29号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の津和野町水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第31条第2項の規定は、令和元年10月1日以後における給水装置の新設又は改造工事申込みに係る加入分担金について適用し、同日前に工事申込みがあったものについては、なおお従前の例による。

- 3 改正後の条例別表(第25条、第28条関係)の規定は、令和元年11月分以後の分として徴収する料金について適用し、同年10月分までの分として徴収する料金については、なおお従前の例による。

別表(第25条、第28条関係)

料金表

基本料金		
	区分	金額
量水器口径	13mm	800円
	20mm	1,200円
	25mm	2,500円
	30mm	3,000円
	40mm	4,500円
	50mm	7,000円
	75mm	9,500円

従量料金	
区分	1 m <sup>3</sup> ごとに
1 m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> まで	90円
11m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	130円
21m <sup>3</sup> から30m <sup>3</sup> まで	170円
31m <sup>3</sup> から50m <sup>3</sup> まで	180円
51m <sup>3</sup> 以上	200円

臨時使用の料金表

臨時用 1 m <sup>3</sup> 当たり 200円
-------------------------------

- 1 臨時使用の料金は、使用水量に別表の臨時使用料金を乗じた額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた金額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。